

東京大学保健・健康推進本部規則

平成21年 3月18日
総 長 裁 定
改正 平成22年3月30日
改正 平成23年3月29日
改正 平成24年 3月 6日
改正 平成30年8月30日
改正 令和 元年10月1日
改正 令和 7年3月13日

(設置)

第1条 東京大学(以下「本学」という。)に、東京大学基本組織規則第18条の規定に基づき、東京大学保健・健康推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(目的)

第2条 本部は、本学の学生及び教職員の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 本部は、その目的を達成するため、環境安全衛生を担当する理事又は副学長の管理の下、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健実施計画の企画立案
 - (2) 各種健康診断の企画及び実施
 - (3) 健康相談
 - (4) 各種予防接種その他の感染症予防対策
 - (5) 健康障害防止対策
 - (6) 保健衛生思想の普及及び啓発
 - (7) 健康・医学に関する教育研究及び専門的調査
 - (8) 診療その他の処置
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、本学の学生及び教職員の健康の保持増進に必要な事項
- 2 診療料金その他の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第4条 本部に、本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部に、専任教員(特任教員を含む。)、兼任教員、医療職員その他の必要な職員を置くことができる。
- 2 前項の専任教員選考は、東京大学総長室総括委員会が行う。
- 4 本部に、健康管理室及び一般管理室を置く。
- 5 前項の室に、室長を置く。

(本部長)

第5条 本部長は、総長の指名する者をもって充て、本部の管理及び運営を総括する。

2 本部長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副本部長)

第6条 副本部長は、本学の教員のうちから、本部長の指名する者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(診療責任者)

第7条 本部に、本郷地区、駒場地区及び柏地区の各診療所を管理する診療責任者(医療法(昭和23年法律第205号)第10条第2項に定める管理を行う者をいう。)を置き、本部の専任教員及び兼任教員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。

(学校医)

第8条 本部に、学校医(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条第1項に定める学校医をいう。)を置き、本部の専任教員及び兼任教員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。

(学校歯科医)

第9条 本部に、第3条第1項各号に掲げる業務のうち、歯科に関する業務に従事する学校歯科医を置き、本部の専任教員及び兼任教員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。

(健康管理室)

第10条 健康管理室の室長は、本部の専任教員及び兼任教員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。

2 健康管理室は、学生及び教職員の保健実施計画の企画・立案その他の業務を行う。

(一般診療室)

第11条 一般診療室の室長は、東京大学医学部附属病院において診療業務を行う教員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。

2 一般診療室は、専ら学生及び教職員の診療を行う。

(本部の業務に関する協力)

第12条 本部は、必要に応じて、医学部附属病院及び関係部署に対し、その業務について協力を求めることができる。

2 環境安全本部の産業医及び相談支援研究開発センターの教員のうちから本部長の指名する者は、本部の業務を兼務する。

(協議会)

第13条 本部に、本部が行う業務に関する事項について関係部署と連絡・協議するため、保健・健康推進本部協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第14条 本部の事務は、教育・学生支援部長及び人事部長の統括する関係各課の協力を得て、本部安全衛生課において処理する。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この裁定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この裁定は、令和7年 4月1日から施行する。